

津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運営業務
仕様書

令和6年5月

津山観光キャンペーン推進会議

津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運営業務仕様書

1 業務名

津山城イルミネーション・ライトアップ事業企画運営業務

2 事業趣旨

令和6年9月～11月に開催予定の「森の芸術祭 晴れの国・岡山」に合わせ、本市の歴史を象徴する誘客拠点である津山城（鶴山公園）に、「桜×森」を意識したイルミネーション・ライトアップ等で幻想的な光の演出を施すこととする。このイベントを通じて感動を創出することにより、本市の魅力を向上させ、夜間の観光客・宿泊客の誘客を促進し、併せて全国にまちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和6年12月13日（金）

4 委託金額

21,500千円以内（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

※委託者の負担金は20,000千円とする。

詳細は、本仕様書P6「8. 事業費に関する事」を参照のこと。

5 事業概要

(1) 事業名称 (仮) イルミネーション in 津山城

(2) 設置場所 津山城（鶴山公園）

※範囲は二の丸までとする。

【図1】イルミネーション・ライトアップ等施工可能区域図内を参照

(3) 点灯期間 令和6年10月25日（金）～11月10日（日）

※10月26日（土）に旅行会社主催のツアーの一環として津山城（鶴山公園）本丸にてランタンフェスを実施予定。ツアー客以外は本丸に立ち入れないことを留意すること。

※令和6年10月24日（木）にマスコミ及び関係者向け内覧会を事業者が開催すること。

※令和6年10月25日（金）の点灯開始時に点灯式を事業者が実施すること。

(4) 点灯時間 18時00分～21時00分（20:30最終入園、21:00閉門）

※ただし、点灯期間及び点灯時間は、今後協議の中で変更する可能性がある。

(5) 観覧料 大人1,000円、高校生500円、小・中学生及び未就学児無料

6 委託業務内容

本事業の目的を達成するため、受託者は、委託者と十分に協議・調整のうえ、本仕様書の要件を満たす事業の企画、制作及び実施を行う。業務実施にあたっては、業務計画の作成、各種調査などの準備段階から、設営、管理運営、撤去、広報発信などの事業の実施に付随す

る一切、及び事業報告を業務範囲とする。

基本的な業務内容は（１）～（７）のとおりとし、その他、委託者と協議した企画を盛り込んで事業を実施すること。

- （１）本企画の具体的内容立案、実施計画作成、会場演出、演出作品の制作、設置、撤去等
- （２）会場計画・設営（動線設計、ライティング設備、音響設備、会場サイン看板、告知看板・中止看板・誘導看板等、機材等安全対策・動線安全対策に伴うものを含む）及び撤去
- （３）本業務に従事するスタッフに係る業務
- （４）広報・宣伝業務（公式ホームページの開設・運営、津山市観光協会及び津山市の SNS や「広報津山」掲載に係る素材の作成、案内看板等）
- （５）上記（１）から（４）を簡潔にまとめた運営計画書を作成し、提出すること。
- （６）実施報告書作成（次年度以降の参考とするための来場者数や属性、反応を把握するためのアンケート等の実施及び集計業務を含む。アンケートの手法は問わないが、回収が期待できるものとし、アンケート項目は委託者と協議すること。）
- （７）その他上記に付随する業務

7 委託業務内容に係る要件

（１）本企画の具体的内容立案、実施計画作成、実施運営に係る要件

- ①イベントタイトルを策定すること。
- ②本事業の魅力付けとして、飲料・軽食販売のキッチンカー企画を実施すること。市内の事業者を最優先とし、実施日や実施場所、キッチンカーの台数・メニュー等については提案によるものとする。なお、売上の15%は出店料として（公社）津山市観光協会に納入すること。
- ③地元事業者を積極的に活用すること。
- ④市内の観光コンテンツや飲食店情報の発信等、来場者やホームページ閲覧者などへ訴求し、地域の経済効果へ波及する内容を検討すること。

（２）会場演出、演出作品等の制作・設置・撤去等に係る要件

- ①「桜×森」を意識した全体にストーリー性のある演出とし、春の「桜」、「森」及び「森がもたらす恵み」への期待感を持たせ、「桜」の季節などへの再来訪に繋げることができるところを目的とした演出とすること。
- ②市民だけでなく国内外からの観光客等の来訪動機となるような新規性と話題性のある演出とし、メインターゲットをインフルエンサーとしての役割が大きい20～40代の女性とした内容すること。
- ③演出、制作にあたっては著作権等に注意すること。
- ④必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で空間全体の統一感を意識すること。
- ⑤演出作品等の維持管理に努め、必要があればメンテナンスを行うこと。
- ⑥使用する照明についてはできるだけLED電球を使用するなど、省エネに配慮すること。
- ⑦今回の企画においては図1 イルミネーション・ライトアップ等施工可能区域図内の提案を求める。ただし、津山城（鶴山公園）内の全てを使用する必要はなく提案によるものとする。
- ⑧火気を用いた演出については禁止する。

- ⑨地下の掘削を伴う演出作品等、地面及び石垣面へのペグ杭打ちを伴う演出作品等、石垣面及び石垣石材に荷重がかかるあるいは使用痕跡が残る演出作品等は禁止する。なお、やむを得ず地面にペグ杭打ちを行う場合は、15cm以内のものを利用すること。
- ⑩音響を活用した雰囲気づくりを行うことも可とする。ただし、音源の使用、イベント用音楽の作成等については業務委託料に含むものとする。なお、演出のために使用する音楽や音量については、近隣住民に配慮したものであること。
- ⑪（公社）津山市観光協会の所有物である、表1 使用可能な機材について、演出やライトアップのため使用することも可能とする。ただし、使用中に故障・破損等が生じた場合は、同等の機材を用意し返還すること。

(3) 会場計画・設営及び撤去に関する要件

- ①樹木に損傷を与えないように配慮し、実施中・実施後において樹木を損傷していないか確認し、損傷があった場合は、関係機関と協議し対応すること。
- ②会場である津山城（鶴山公園）は国指定史跡であるため、地面や石垣面へのペグ杭打ち及び地下掘削を原則禁止とし、設備等は全て仮設物（置き式）とすること。工事に関しては石垣及び地下遺構等の保存に十分配慮し、必要に応じて養生を行うこと。やむを得ず固定のためにペグ等を用いる場合は15cm以内のものを用いること。
また、計画にあたっては津山市観光文化部文化課文化財担当職員と実施の1か月以上前に事前協議を行い、史跡の保護に関する指示に従うこと。その実施にあたっては、同職員の立ち会いを求めて、史跡の保護に関する指示に従うこと。
実施にあたっては、津山市観光文化部観光振興課、都市建設部都市基盤整備課、観光文化部文化課、（公社）津山市観光協会の管理に関する指示に従うこと。
- ③車両を用いての資材搬出入は、本丸及び三の丸からとなり、二の丸への車両の進入はできない。なお、本丸及び三の丸とも2トントラックまでとなる。
また、資材の搬出入方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、委託者や津山城（鶴山公園）の指定管理者である（公社）津山市観光協会と十分協議し、指示に従うものとする。
- ④来場者の安全を確保するため、津山観光センターから会場までの動線沿いに照明を設置し、明るさについては委託者と現地確認すること。なお、現状では、津山観光センターからの階段には夜間照明はなく、階段を上り切った所から津山城（鶴山公園）入り口までは街路灯がある。津山観光センターから津山城（鶴山公園）入り口までの照明について、期待感を持たせる演出をすることは提案による。
- ⑤電源設備については、図2 津山城（鶴山公園）電源設備図を参照のこと。その他は仮設電源の引き込み及び仮設発電機を設置することで必要箇所へ供給すること。電気工事については地元の電気事業者と調整すること。なお、電源設備については、イルミネーション事業後にも使用するため、撤去は観光協会と調整すること。なお、電源設備の設置に当たり、養生とウエートによる転倒防止策を施すこと。電力使用の手続きやその手続きに要する費用、設備の設置費用、電源引き込み費用及び電気料金については、業務委託料に含むものとする。
- ⑥開催場所での風・雷等の自然災害対策（展示物、資材等）を施すこと。
- ⑦会場内で工作物を設置する際は、占用の許可書に基づく条件を遵守すること。
- ⑧機材の落下や転倒の防止、盗難・破損・延焼・漏電等の対策を講じ、緊急時の体制や

各種対応マニュアル等を作成すること。

- ⑨夜間、事業で使わない動線は通行止めをし、翌朝開園までに解除すること。
- ⑩昼間に歩行者通行の支障とならないように対策を講じること。
- ⑪設置期間中にトラブルが発生（電球切れ、故障等）した場合には受託者において迅速に対応すること。
- ⑫その他の禁止事項については、津山市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。
- ⑬内覧会の前に委託者及び（公社）津山市観光協会の立ち会いを求めて試験点灯を行うこと。
- ⑭事業終了後、工作物や展示物の設置跡等については現状復旧を行うこと。
- ⑮受託者の負担において損害賠償責任保険に加入すること。

(4) 本業務に従事するスタッフに係る業務

- ①事業期間中、本事業運営のためのスタッフを1名以上と津山城入り口管理のスタッフを1名常駐させること。
- ②チケットを作成すること。なお、チケット販売及び来場者集計については、（公社）津山市観光協会が実施する。

(5) 広報・宣伝業務に係る要件

①集客を図れる広報発信

本事業の実施にあたって、国内外から多くの来場者が見込めるよう、効果的な広報発信方法を提案の上、実施すること。方法は、WEB、動画配信、チラシ、ポスター、媒体広告など問わないが、旅行中の旅行者にも情報が届くよう宿泊施設などと協力して周知に努めるとともに、津山城の新たな魅力を広く発信できるよう意識すること。また、森の芸術祭実行委員会事務局及び委託者が実施する全体広報との連携をしっかりとること。

②公式ホームページの開設・運営

開催概要等が広く周知できる専用ホームページを開催日の約1ヶ月前までに作成し運営すること。また、津山市観光協会及び津山市のSNSや「広報つやま」掲載等に係る素材（バナーやイベント告知用画像）を作成し、提供すること。

③森の芸術祭のロゴ使用について

「森の芸術祭 PICK UP PROGRAM」に委託者が応募する予定であり、その採択結果により当該ロゴを使用すること。

④期間中に開催される市内イベントについて、効果的なPRにより、誘客に向けた相乗効果を図ること。

(6) 実施報告書作成に係る要件

- ①アンケートにより来場者の反応を踏まえた事業効果を調査し、検証結果を報告すること。
- ②上記①の内容を含めた実績報告書及び本事業の記録写真及び記録動画を成果品として提出すること。

(7) その他の要件

- ①津山市観光文化課文化課への史跡現状変更許可申請や津山市都市建設部都市基盤整備課への都市公園占用許可申請や都市公園内行為許可申請は委託者が行うが、現場へ

の立ち会いの同行、申請書・資料の作成及び計画の修正、助言を受託者が行うこと。
また、史跡現状変更終了報告に添付する実施状況写真（現状変更前・現状変更作業中・現状変更終了後の写真）を撮影し、成果品を委託者に提出すること。

②台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難と委託者が判断した場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬に要した費用は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

③損害のために生じた経費の負担

ア 業務を行うにあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

イ 業務で使用する全ての設備・装置について、想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。

8 事業費に関すること

(1) 観覧料について

①観覧料は大人1,000円、高校生500円、小・中学生及び未就学児無料とする

②大人1,000円及び高校生500円のうち310円については、入園料として（公社）津山市観光協会が収入する。

③大人1,000円のうち690円、高校生500円のうち190円は、1,500千円を満たすまでは、事業費に充てる。

④1,500千円を超えた場合は30%（千円未満切り捨て）を委託者に納め、残りは事業者のインセンティブとする。

⑤①～④の例は以下のとおりである。

【来場者5,000人（大人4,800人、高校生200人）の場合】

来場者数（大人） 4,800人×1,000円=4,800,000円

（高校生） 200人×500円=100,000円

（合計） 4,900,000円

5,000人×310円=1,550,000円（（公社）津山市観光協会の収入）

4,900,000円-1,550,000円=3,350,000円（観覧料）

3,350,000円 { 1,500,000円 事業費に充当

1,850,000円×30%=555,000円 委託者に納入

1,850,000円-555,000円=1,295,000円 事業者のインセンティブ

⑥③の事業費に充てる観覧料の合計が150万円を下回った場合において、委託者はこれを補填しない。なお、台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難と委託者が判断した場合の加算事業費については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(2) 招待券の配布について

①点灯式の招待者等に招待券を作成し配布すること。配布方法は委託者と受託者で協議し決定する。

9 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表（委託作業表）
- (3) 業務責任者届
- (4) 実施体制図
- (5) 下請通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

1 0 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

1 1 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承した者に対し著作者人格権（公表権、氏名公示権、同一性保持権）を行使しない。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。
- (3) 受託者は本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、マンガ、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

1 2 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱及び保管を慎重に行うこと。また、本

業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適正に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

1.3 その他、業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (3) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、目的達成のため、予算の範囲内において本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- (4) 本業務の開始から終了までの間、調査、製作、進行管理全般を常に把握している専任担当者（業務実施責任者）を置き、円滑な実施のために適宜委託者と打ち合わせを行い、必要に応じて委託者・市と協議を行うこと。
- (5) 受託者は本業務に十分な経験と知識を有する者を業務実施責任者として配置すること。
- (6) 受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
- (7) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (8) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 企画提案書等の取り扱いについて
 - ①委託者に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作者はその内容の全部または一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
 - ②委託者に提出された企画提案書等の所有権は、委託者に無償で移転するものとする。
- (10) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (11) 本業務について会計実地検査が行われる場合には協力すること。
- (12) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (13) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議の上、適切に実施すること。